

東新川自治会との行政懇談会	
日 時	平成31年2月7日（木） 午後7時～9時
場 所	東新川災害時避難施設
参加人数	14名（男10名、女4名）



【質問及び提案】（順番を入れ替えて質問2より開始）

質問2 県道240号線大名桶井近くに横断歩道を設置してほしい

要望）東新川の児童は、北丘小学校に通学の際、町道10号線に歩道が整備されていないため、霊法会向かいの里道より下り、大名桶井のそばを通り県道240号線を横断する通学コースとなっています。元照喜納商店前の横断歩道へは遠回りの為、車の合間を見て横断しているのが現状です。歩道整備後も、近回りの為横断すると思われます。危険ですので、横断歩道を設置して欲しい。

行政）指摘いただいた箇所について、道路がカーブしており視認性が悪い為、横断歩道を設置できない箇所となります。大名鉄工前にも横断歩道がある為、学校等を通して通学路の指導を行ってまいります。

区民）現実には、希望した箇所を利用した方が近くて、わざわざ遠回りしていくよりかは、霊法会の側を通って近い方を通らざるを得ない。実際はそうして通学していると。横断歩道がないけど、近いからそこを通ると、そこに横断歩道を作ると、そうすることでより安全になると、そういうことを今回要請しているわけですね。検討していただければ、現状横断歩道が無くてもそこを通っているわけですから。子どもたちは遠回りして通ってますか？

区民）子どもたちは一旦遠回りして、横断歩道のところまで行って、また戻ってくるというのはしていないですね。

行政）横断歩道というのは安心安全に渡るために作ります。やはり安全な場所に設置するのが一番だと。カーブで見通しが悪い所に作ると安全確保が出来ないので安全な場所に設置して、安全に渡ることを目的としています。また、現在下の方に横断歩道があります。逆にそこを通って入っていくとほぼ同じ距離になりますので、子ども達には今後学校を通して、ここの横断歩道を安心して渡って通行できるように指導して欲しい。危険なところを渡るよりは、より安全な場所を渡る方が交通安全につながります。

区民) カーブがあるため横断歩道は難しいという事ですが、例えばカーブの前に看板で“横断歩道あり”という感じで標識を置くのはどうですか？

行政) やはり、カーブで注意を促すという事は適してないと。下の方に適した場所がありますのでこの横断歩道を使って、逆に子ども達に危ないから渡らずに下で安全に渡しましょうと言う事で。距離的にはほとんど変わりませんので、指導した方が安心安全に繋がると考えています。

区民) 今、子ども達の通路として考えているんですが上の方にアルミ屋さんがありまして、そば屋さんがあって下っていくとちょっとした広場があります。それから畑にブロックを置いた感じの道を下って川沿いの上を歩いて右に曲がったところが花城商店に行く道で。子ども達はなぜここを通るかという、まっすぐ行くと歩道もないし危険性があるのは子ども達もよく知ってると思います。道を渡れば近道があると言う事で皆この道を通っていると思うんですけど。自分も何度か通った事があるが雨降りは滑る危険性もある。ですが、学校の近道としてこの道を通るのが子ども達の習慣になっている。歩道が出来ない事は分かるんだけど、そこをなんとか、カーブの手前に標識のようなものは置けないですか。反対側は大丈夫だと思うが、そこをなんとかクリアできればなど。

行政) 子ども達の安全が一番と考えていますので距離も変わらず、下の横断歩道を渡る事が一番安全確保できた通学路と考えていますので。やはり子ども達に指導していきたいと思います。

区民) さっきも言いましたが歩道がないんですよあの道。道を下っていくと余計危険になるんですよ。要するに横断歩道あるなしで全然保障が変わってきますよね。横断歩道で事故した場合は結構保証あるじゃないですか。坂道あるじゃないですか、通ってみたら分かると思うんですけど、車の往来も多く、そこが安全なら良いんですけど。

行政) 10号線に関しては道が整備されて歩道が出来ます。今皆さんがおっしゃった場所につきまして、渡ったところは22号線なんですけどその方はすでに整備されて歩道が作られています。先ほど総務部長からもあった横断歩道の設置の話で、基本横断歩道だけではなくてですね、それに変わる前後30メートルの路面標示をしないとイケない。公安委員会の回答としましては、横断歩道を設置するのは厳しいです、という状況だと思います。

区民) ちなみに10号線の完成予定はいつでしょうか。

行政) 10号線の状況を申し上げますと物件の移転をやってる最中ですので。本格的に工事となりますと、まだまだ時間がかかると思います。工事完了は向こう5年以上はかかると考えています。色々と地滑り対策等で時間を要していまして。

司会) 質問はたくさんあると思うんですけど、最後の方に質問の時間取り入れたいと思いますので。他の質問がまだありますので進めていきたいと思います。あと、今のお話を聞きますと部落の方から設置してくださいというのと、それから公安委員会なり学校なり警察なり指導していきますよというようなお話も出てましたので。地域も含めて役場も含めて学校も含めて、対策をこれから考えていくのがこれからの課題かなと考えております。

質問 3 字新川530-2番地前の町道10号線の車両滑り止めの施行要請

要望) 当箇所は、大名方面より通行してきた車両が、坂を登りきったところで今度は下りになります。坂下より勢いよくスピードを出して登りきった車両は、下り坂となっているので、止まることが出来なくて前方車両にぶつかるケースが多々見られる。

行政) 当箇所の道路の勾配は特に急勾配ではない事から、路面標示等によって減速効果、また減速の路面標識やマーク、追突の注意などを道路上に標示する事によりドライバーに注意喚起するなどの安全対策を検討します。

区民) あまり費用かからないと思うのですが。滑り止めを施工するくらいなので費用もかからないかと思います。整備するついでに滑り止め施工もやってもらった方が良くと思う。

行政) 費用の面ですけれども実はだいぶ高いものでして、維持管理の予算では厳しい状況ですので、ドライバーの注意喚起を促すような対処方法を考えております。

区民) 具体的にどのような対処方法でやるんですか。

行政) 今考えているのはV字の視覚に訴えて減速を促すようなイメージハンブや追突注意や、減速といった路面標示ですね。

区民) 実際にそこで事故はおこっている、正確な数字はないですけど、地域からそういう滑り止めをしてほしいという要望が出ているわけですから、滑り止めをした方が安全だと思いますし。

行政) 確かに滑り止めの効果もあると思いますが、費用がかかるものですから。町全体のバランスをみて判断しないといけないという部分もありますし。また10号線は今後整備されますので。

質問 4 字新川448番地の宮城氏宅裏の安里川河川擁壁の整備について

要望) 県管轄工事の際、NP0団体の緑地保全要請で簡易工事に切り替えされた経緯があり、雑草、雑木が個人敷地まで生い茂り、ハブも出没し迷惑している。これまで雑草の刈り取り処理を一度お願いしたが、また、繁茂している。根本的解決の擁壁整備をお願いしたい。

行政) 雑草、雑木の維持管理については、質問にもありますように管理者である沖縄県が大城自治会長に要請を受け、過去にも樹木の伐採などを行った経緯がございます。今後も自治会と協力し管理者である沖縄県に河川及び斜面地の維持管理の徹底を促して参ります。

区民) これは我々の方から逐一ハブが出たとか、ちょっとうるさくなったら何度も要請しないとけないものなのか。擁壁をやってくれたらほとんど解決するものだと思いますけれども。それを見越してそうしているなら、率先して県の方に対応してもらわないといけないんじゃないかと思いますけども。

行政) こちらの場所は南風原町ではなくて、那覇市なんですね。また河川管理は県となっているんですね。

区民) 地番是那覇市ですか？

行政) 宮城さんの土地までが南風原町、その北側が那覇市。

区民) 北側というか階段はね、ちゃんと擁壁工事されているんですよ、綺麗に。南側は中途半端、最初からやりますよと言っていたが、NPOの話を聞き入れてしまった、その時は管理も見越しての施工だと思いますけどね。そこは最後まで責任取ってもらいたいですね。ですから、それを我々の方から逐一、毎年やるのか、南風原町がやれとはいわないけれども。こういった手法でさせたらいいんでしょうか。

行政) 維持管理について徹底してくれという要望を出していくしか。

区民) 我々の方もその都度その都度要望、要請書を書かないといけないんでしょうか。

行政) 南風原町の住民環境課ともタイアップして要請していこうと思います。

区民) 川を挟んで向こう側が那覇市、那覇市の所は綺麗に擁壁がされてます。こちら側は擁壁するって事で当初は計画があったんですが、NPOの関係で草が生えるようになっていて、そこからフェンスに向かって草が伸びているんです、それを切っているんですけど最初は作った時網もなかったんですよ。子どもが落ちそうになったから慌てて作ってくれって言ったんですけど。それ以降入れないんです。私も2回ほどハブに遭遇して、噛まれた場合誰が責任を取るのかという事と、ちょっと見て頂ければ、南風原のところは何もしない、雑草が伸びていて自分たちで管理出来ないんですよ。その後押しをして欲しいという事で会長は上げてるんですけど。自然を残すというのは分かるんですけど草が伸びている中で、ハブに噛まれて私が亡くなった場合誰の責任？ただ建物が一軒だからやってるんですかって質問した事があるんですけど、そんな事ないです、一軒だけでもそこはやるべきじゃないかなと思うんですけど。その後押しをして欲しいという事なんですけど。そのために行政さんに動いていただきたいんですね。

行政) 法面もですね、南風原町じゃないんですよ。おっしゃっているところも那覇市になるものですから、地域と一緒にになって要請していきましょう。
意見) もちろんこちらからも要請しますが、やっぱり他の人から見たら南風原のところだと捉えると思うんですよ。美化的にもどうかなと思う。確かに土地的には那覇なんですけど、その後押しを行政の方にやって頂きたい。ただ会長から言うって形よりかは南風原町から助言していただければ助かるなど。

行政) ハブの件とかも色々ご指摘もらいまして、それも合わせて要請していききたい。

意見) 補足しますけどね、地盤が崖崩れで本来の川がずれていると思うんですけど、河川のこっち側も那覇市というのもわかりすけれども。緑地の保全地域というのが納得いかない点ではあるんですよ。個人宅地を緑地保全地域に指定されるのは納得いかないんですよ。また擁壁工事の時に那覇市崎山の住民と一緒に話聞いたことがありまして、その時にNPOがどうのこうの。NPOというのもこれでは個人の権利を侵害している。NPOさんは本来正義の味方だと思うんですけどやたらとクレームだけ付ける。この前もいましたけれども私から言わせると、たちは良くなかったです。住民環境課に情報を流しましたけれど。この木は切るなど、罰せられると。証拠はないんですけど。地域との接点もないしクレームだけ来てるんだけど。ですからこれだけのものを残せというのも腑に落ちない。本来は擁壁工事をやる予定だったのにこういう風にされた。経緯は知ってますけど。一緒をお願いしますね。

司会) 会長さんから話がありましたように、河川という事で管理が県、両サイド南風原と那覇という事で間に挟まれてちょっと厳しい状況がある中で、工事が出来ない状況もありますし。今地域と連携しながら要請はしていくという事だったので協力していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

質問5 那覇市鳥堀12号線のクローバー薬局あたりに横断歩道を設置要請

要望) 県道82号線から高速トンネルまでの約800mの間、横断歩道がない。県道から博愛病院あたりまで渋滞する状況が多い。通行車両が多く、横断歩道がない中で、車両の間を横断する人が見受けられ、非常に危険である。中間地点のニーズの多いクローバー薬局あたりに横断歩道の設置を要請する。

行政) 警察署と連携し、横断歩道設置に適しているか調査・検討後、道路管理者である那覇市に要請して参ります。

意見) 実際利用するのは患者さんが中心だろうと思うんですけど、ただ病院と薬局が反対側なものですからどうしても横断しないといけない。駐車場も反対側ですので。実際今交通量があまりにも多すぎて、そんな道を患者さんが

ふらつきながら歩いていたら絶対事故起こるなって。横断歩道があれば車も気を付けてくれると思うんですけど。最近も近くで亡くなったんですけど、うちの患者さんなんですけど。おそらく、こんなに車両も多くて横断歩道も無かったらこれは、患者さんぼーっとしてる事が多いですから。右から左に横断する場合は途中に1つくらいはあったらいいなと、無いとちょっと危ないんじゃないかなと。

行政) この現場については鳥堀12号が開通して非常に交通量が多く、車両も長く並んでいますので、どこかに横断歩道があればその間は止められますからね。

意見) まあ那覇市の道ですけど、南風原町がリーダーシップをですね、一言おっしゃって頂けたら。

行政) あと来週中にはですね警察と現場を自治会長と行政も一緒にですね現場を確認して調整して参りたいと考えております。

区民) 那覇市の部長には直接話はしたんですか？公害対策連絡協議会の場でも、また終わってから話はしたのかな。要件としては満たしているかと、条件は良いと思います。南風原町からも強力なプッシュをお願いします。

行政) 来週も日程とってますのでよろしくお願いします。

司会) 進みそうです。警察の方との立ち会いも行われるようですので。那覇の方へは会長さんからお話がありましたように進んでると思いますのでよろしくお願いします。

質問1 東新川地内の調整区域の早急な見直しについて

要望) 平成26年3月、自己用住宅緩和区域追加指定という事で自治会内の住宅増、人口増に繋がると期待していました。しかし、構造物(住宅、事業所等)があったり、更地の場合にも地形、位置的に開発に手間がかかる為、なかなか手をつけることの出来ないのが現実であり、簡単に住宅増、人口増にはつながらないのが現状です。自己用住宅緩和区域追加指定以来、住宅建設はありませんし、気配もまったくありません。地域(自治会)の活動力、結束力、組織力を高める為、早急に住宅増につながる施策はないでしょうか。素人集団の自治会主導での打開策は限りがあります。行政の地域に対する強力な応援をお願いしたい。

行政) 東新川地区については、平成26年に都市計画法第34条11号の自己用住宅緩和区域が追加指定されました。公共事業では、平成30年2月に那覇市道鳥堀12号線が全線供用開始され、町道10号線の拡幅事業、環境の杜ふれあい公園整備事業が実施中です。公共施設の充実により、本地区の土地利用の可能性は益々高まってきており、住宅開発の可能性も高いと思われます。

市街化区域への編入による住宅増については、計画的な宅地整備が求められる事から区画整理事業または地区計画による住宅市街地の整備を検討し、整備の目処が立てば市街化区域へ編入し宅地開発が出来るものと考えます。

早急な住宅増としては、民間による緩和区域及び既存宅地区域内での住宅開発が最も早い住宅増に繋がると考えます。この場合、土地利用の転換は地権者の意向が重要となります。

いずれにしても、東新川自治会はもとより地権者が、まちづくり・土地開発に対しての機運を高める事が重要と考えており、地域のまちづくり団体等のサポートについては、行政としてバックアップを行って参りたいと思います。この青の部分ですね、この部分については個人の住宅であればどなたでも出来ますよという事ですね。

区民) どなたでもじゃないですよ、家がない人が、家がある人は作れないよ。
行政) 家を持ってない方ですね、住宅をもっていない方はどなたでも出来ますよという事になります。それから、こちらに既存宅地って書いてありますけど既存宅地というのは都市計画法の施行が昭和49年、これ以前から何らかの宅地があった場合、そういうところは出来ます。この青い区間に関しては個人用の住宅です。これは住宅向けでございます。この赤につきましては既存宅地といひまして、こちらに関しましては集合住宅。この青いところは個人住宅、こちらは共同住宅。あとこれが宅地としてはすぐ使える。あとこういう所ですね、空きがございすけれどもこういう所でも市街化調整区域で開発可能なもの。基本的には生活に必要なもの、コンビニとかそば屋とか。そういう形で、全然出来ないわけではなくて出来るものがありますよ。今住宅を考えた場合の青と赤。他以外の所は条件によっては個人住宅でも造れます。ですから全然出来ないわけではございません。それと、抜本的に調整区域を市街化区域にしてくれという事になりますと、こういう幹線道路は通ってますけれども要はちゃんとした市街地としての整備をしてくださいねという事が条件となりますので基本的には先ほど言ったように地区計画というものをしてくださいねと。またこちらはそんなに条件は悪いところではないと接してますので、区画整理あるいは地区計画を入れて整備しますという事であれば入りやすいことになるかと。ただ今すでに宅地化している方もいらっしゃいますので区画整理をするというとなればそれなりの負担になりますので。要は面的に整備して市街化区域に入れていくという事になればそれなりの皆さんの負担も出てきます。そういうことと、一番早いのは、こういう調整区域ですねこういう所をしっかり開発していくという事が一番早いんですね。こちらに関しては平成17年に一度開発許可もでておりまして、20戸でてまして、今またこの辺での相談もあるという事でして、開発できる近々可能性はあると思います。ただみなさんが、地権者も含めてで

すね地域の方々がどういう風に考えていくかって言うのが一番重要だと思いますので、全体を市街化区域にしていくと考えるのか、あるいはこういう開発をしていくのかっていうのはありますね。こういう課題って言うのは地域の気運とか地権者の意向もありますので、こういう説明会や地権者の方々もお集まり頂いて意見交換していくことも大事なかなと思っています。

区民) 東新川の場合は地権者のほとんどが那覇の人なんですよ。環境の森ふれあい公園も。ほとんど那覇の人で遊ばせているんですよ。だからやり方が悪いといえますか、交渉が難しいのとですね。これ10号線です、環状2号です。この道沿いにあるんですよ。ここが全部建て売り30世帯くらい。もうここはないんですよ。空いていそうなところはですね 資料向かいのここくらいです。ここは手間が掛かる、それとクリーンサービスのここですね。こことここ2箇所くらいです。だから手を付けられないんですよ。もうこれ壊したら立ちますけど、住宅あるところだけ指定されてもという感じもあります。あとは動きそうもないんですよ。ですからそこら辺何か良い知恵ないかな。指定してもらってありがたかったんですけど。こちらも地形的なもの、この方も窪地でですね、いささか手が動かない。ただここはここで自分たちのあれでやると。ここまで考えてくれたらいいんですけど、僕個人の努力で頑張るしかないと言う事ですから、今の現状。ですから説明聞いていても、地区計画とか土地区画整理事業とか、気運高めてやるという事になると誰が先頭を切って運動するのか。また運営とかは私どもでやれるようなものなのか、その方法とかも素人集団では分かりかねる。知恵を貸して欲しい。以前からこの問題はあって南風原は那覇の側なのになぜ我々の所だけという。あとは 県の管轄という事で、県に行って直訴したことも私ありますので大体の内容は分かります。ですけれども南風原の方の力添えも無いことが。どうしようもないんです。ですから色々な計画が南風原の中心から来るというのは聞いていますけど、那覇の側で今まで遠いという事で不利益を被ってきたというのはありますけど、今までの流れからすると産業廃棄物とか墓地とか、色々な企業が、色々喧々諤々をやりました。そのおかげでふれあい公園を押さえて、とりあえず落ち着きはしました。けれどまちづくりという面では止まったままです。自治会の力を付けるために是非力添えを頂きたいという事です。よろしくお願いします。

意見) 今会長からお話あったんですけど、要するに調整地域ですよ。ほとんどが。調整地域があるがために民家が建てられない、あるいは人口が増えていかない。これが今はかなり10年20年の間でかなり状況が変わってきている。東新川の近くは高速のインターもあるし、色々な公共施設が建ってきている。ある意味、いつも環境的には望ましいというのかな、一応便利な地域に変貌してきている。その中にあってこの調整地域のために開発が遅れている。本来だった

らもっと住宅がたくさん出来ても不思議ではない所だと思う。つい隣の那覇市は全然土砂崩れ起こしそうな所にも、川の所まで、本当に南風原の境界の所まで住宅が出来てきている。目の前はあんなに栄えているのに、南風原町の新川になった途端にそこでストップしている。原因は調整地域だから。これは町は動けないのか、都市計画とか本当は町とか市とかが主導的に動いて県を動かしてという方向でないといけないんじゃないかなと思っている。同じ立地条件の良いところをもっと活かしていいんじゃないかと。是非町長、行政の皆様ですぐ知恵を絞って、今だったら何でも出来るような地域だと思うんですね。高速の出入り口があるという事はそれくらいの立地条件だと思うので、それを是非活かしてですね良い計画を立ててもらいたい。それが多分すぐには無理だと思うんですね、もし少しずつ住宅を増やしていこうとするのはあらゆる手段があったと思うんですね。やっぱり法律的には色んな手法がある中でですね色々な都市を活用するのであれば、是非少しでも町の方に財政収入が入ってくるわけですからメリットがあると思いますので是非その辺も考えて頂きたい。1つ提案なんですけど、うちの病院の敷地が調整地域に入っているんですけど税金は宅地並みの税金ですね。調整地域ってよそは税額が全然違うわけですよ。じゃあ宅地並みだったら住宅建てて良いかということ、それはダメだと。これから老人が増えて、いわゆる介護老人が増えて、これからもっともってそういう施設も増えてくると。そういう時代に合わすとおそらく街の中、那覇市の中とかですね南風原町でも、街の中に住宅にそれをたくさん作るというのは結構無理がある、競争率も人件費も上がってきているから、土地が安いところじゃないとなかなかペイしていかない。幸い建ってる建物だったら切り替える事が出来たんですけどね。そういうグループホームが同じように宅地なみの課税されてる所だったら出来るという事があればもう少し。この辺も出来るんじゃないかな、この地域だったらそういうのもたくさん出来るんじゃないかな。それならそれなりの収入も出てくるかな、調整もいいんじゃないかなと思うんですけど。

行政) まずは皆さんとですね、僕らを含めて勉強会されてその方がよろしいかなと思います。今市街化区域の話がございましたけど市街化区域は自由ってわけではなくて、特に那覇市でもこの辺だと第一種住居専用地域なものですから、南風原町の市街化区域のほとんどが第一種住居専用地域です。ですからほとんどがそういう第一種住居専用地域にしか指定されない状況でありますので、そうなった場合ほとんど住宅しか出来ないんです。住宅、アパート、店舗だと50㎡以下ですね。ですから調整地域であるが為にこういう企業が立地出来るという利点もあるわけです。先ほどコンビニも調整地域には出来ますけど第一種住居専用地域になると50平米以下という制約になりますので

出来ないんです。ですから何が良いのか皆さんの方でも考えて頂いて、こちらの既存宅地ですね、これも第一種住居地域になってしまうと高さの制限10メートルですので、アパートか住宅くらいしか出来ません。既存宅地の場合色んな用途が出来るという事でこの辺が実際地権者はどうなのか。本当にすぐぱっと市街化区域になったほうがいいのか、市街化区域にするにしてもこれは面的な整備が求められるという事になると自分に負担が掛かる。その辺を考えて、一概に市街化区域になった方が得だという風にはならないと私は思っていますので、やはり皆さんと勉強一緒にされてそれでどういう開発をしたいというのをやった方が良いのかなと考えています。

司会) 今地域の要望がありまして、役場の方から説明がありました。ただすぐ明日、明後日で結論が出るわけではないし、役場の課長さんの方で開発をするために勉強会でもお互いやっていきたいと思いますというお話でしたので。法律の専門は役場なので、役場も交えて勉強会するのも1つの手だと思う。地形がでこぼこになって使えないよとか、お家が建って動かせないとかって言うのも会長さんの方からありましたけれども、今後の方向性としては役場も含めて勉強会したらどうですかという話ですので、それも一緒に考えていけたらなと思います。

区民) 非常に良い提案だと思いますけど、時間とか実際とれるんですか。

行政) 地権者も含めて勉強会、まちづくり協議会、そういうのを立ち上げるのも良いと思う。

区民) これ(都市計画法の決定) 見直しは期間は毎年あるんですか? 何年に1回?

行政) 通常は平均5年おきですけども。基本的には、那覇広域都市計画というのがあるんですけど、大きな都市計画区域に入ってまして線引きというのは南風原町の見直しではなくて広域の区域の見直し、ですからかなり大きな話にはなります。

区民) これ主導は県ですか? 町は関係ない?

行政) どちらかというと市町村の計画をみながら県でマスタープランを作成する。南風原町もマスタープランございますけれども、広域のマスタープランと言われていて、現在ですとこちらの方は市街地という形ではなくて、これは南風原町の総合計画でもそうですけども、南風原町の方でこっちを市街化整備しますと更新をして、町の一番大きい総合計画でもそういう風に位置づけて、都市マスタープランでもそういう風に位置づけて、その中身はどういう計画か、そういうのを県に出して、南風原町はこのように考えていますよと、それをうけて県としては、広域の中でこれは良いものかどうかの議論をして許可をもらえれば広域のマスタープランの変更と。こ

れは普通は5年に1回ですね。ただ線引きっていっても、皆さんの気運を高めていって、あとはどういう計画をするかっていうのも、かなり時間が掛かってきますので、例えば今から始めてもですね、次の線引きに間に合うか、という作業になると思うんですけど。線引きという事であればそういう作業があります。あるいはもし最速のやり方であれば例えば企業を使うとか、線引きとは別にやるというのが一番手っ取り早いですけどもですけれども。区画整理以外にもやり方ありますので、今ちょっと照屋の方でも、協議会とかはこれからなんですけれども。民間主導の区画整理というのも、皆さんでコツコツやっていくわけです。今この土地利用をどうするかで、どこに行くのか決まってきます。こっちに企業誘致しますよっていう事であれば民間の企業は手を上げることもあるでしょうし、率先して引っ張りますよという考えです。ですからまずはこれをどうしたいか、皆さんのイメージづくりが大事です。本当に市街化区域になった方がいいのか、今のままでいち個人個人に開発を促していったら住宅を建ててもらった方がいいのか。このあたりがまだ勉強してからじゃないかなと思います。

区民) 勉強会もすごく良い提案だと思うのですが、まず、沖縄とか県外でも、こういう風に緩和区域、調整区域、そこでやって実際に市街化区域になっているものの事例などで成功例とか失敗例。要は市街地にしたためのメリットとデメリット、こうなりましたよっていうの。それは勉強会の前に会長、皆さんの方で知恵を集めて提出していただけるとイメージがわきます。先ほど説明があったようにイメージをどんな風にするんですかと言われても、はっきり言って35世帯くらいしかないんです。やっぱり若い方っていうのは少なく、33世帯に70歳以上の人が一人ずついるような感じ。実際の主としては次男三男じゃないと建てられない。そういう部分に焦点当てて、そういう成功例があれば教えて欲しいんですけど。

行政) 皆さん大変お疲れ様です。この件に関しましては大城隆会長と長い付き合いがございまして、一緒に頭を悩ませてきた仲間です。うちの課長の方から説明がありましたように、まずこの新川地区というまちづくりを考えると、まちづくり＝土地利用といっても良いくらいですが、それでまず市街区域への編入となりますと面整備が大きな条件になりますので。さっき課長からありましたように土地区画整理事業を入れるか、地区計画を入れるか、ある程度目鼻を付けてからこういった風なちゃんと整然としたまちになりますよというものが担保されてから市街化区域に編入されると、

とても手間暇、時間も掛かる作業なんです。それを今実際南風原町では津嘉山北地区でしていますけども、今あの1つで精一杯ですね、おそらく区画整理事業は無理だろうと思います。これは地権者の意向が非常に大

きいですから、先ほどの会長がおっしゃるように地権者は那覇の方が多く、中々関心を持ってもらえないんじゃないかなというのが予想されますので。そこで残っているのは先ほどありましたように、ポイントポイントを絞っての開発ですね。それもやはり地権者の方の意向というのは大事ですから、これを自治会の方でどうですかとするのは大変ですので、そうじゃなくて、先ほどいったように東新川地区のまちづくり委員会というのを作るんですね。もちろんこの委員会の中には民間の開発の予定がある場所の地主さんとかも自治会の会員さんも、皆さん入って頂いて。やる事は勉強会みたいな事ですけども、お互いの意思確認、地主さんも説得しながらですね、ここに20戸の民間開発があるみたいですけど、これ皆でオッケーしましょうねぐらいの、まちづくり委員会でも議論していただくことも、当然出てくるわけです。それくらい皆で意思を確認し合いながらやる。じゃあどんな風にまちづくり委員会を作るかっていう事が大事ですので。私まちづくり委員会を立ち上げるまではですね行政が主導してやっても良いと思うんです。仮にですけど大城会長がまちづくり委員会の委員長になって事務局の誰かが加わってということで、会員は自治会の皆さんが委員会の委員になってくれるという事であれば、その時は事務局に運営を一任しましてですね、町は一緒になって補助する立場として、アドバイスする立場として一緒にある程度東新川地区のまちづくりが描けるようなところまでは一緒にやっていくようなイメージで、まちづくり委員会を立ち上げた方が良いんじゃないかなと思います。本当に今日の一番のポイントは会長がこれだけは絶対言いたいと思って書いてあるんですけど、行政の地域における強力な応援ををお願いしますと、はっきり書いてあるわけですからこれは是非我々も一緒になって作る。まずはまちづくり委員会を立ち上げて一緒にやりましょうねという事を皆様にご理解頂きたい。我々も立ち上げのためには行政が主導してやっていきますので、そのあと皆さんが全部行政・役場でやって下さいねだと、まちづくり委員会の意味がないですよ。先ほど課長が言ったように皆さんがどんな東新川地区にしたいか絵を描くわけですから。具体的にどんな事業、例えば土木屋さんあるいは開発、民間の活用ですね、誘致しましょうねというくらいの話し合いができるようにですね。この辺くらいまで一緒にやりましょうかという話になると思うんです。是非その辺ご理解頂いて一緒に頑張っていきましょう、以上です。

区民) 今、私が質問したのは成功例ですが、津嘉山北は成功したんですか？

行政) 津嘉山は成功しています。

区民) その程をどんな風にしたいかっていうのを、書面で。

行政) それはですね、この委員会の中で色々意見交換をしながら話すんです

けど、事業して20年近くなりますからそれを全部書面でというと。

区民) おおまかでいい良いんですけど。こういうまちづくり委員会を作っただけのパワーでとか。はっきり言ってこの35世帯の中でこれだけしか集まってないんですよ。その成功例の中で市街地になって、メリット・デメリットっていうのは調べる事は出来ますか？それを実際にやった流れっていうのを、会長にでも良いんで出して頂いて、どれだけのパワーでやってどういう風にやったかっていうのをやって。うちは自治会回すだけで正直精一杯です。ですからそれに取りかかる前にどれだけのパワーが必要で、どれだけのデメリットがあるのか。

行政) 例えば、他の地区計画とか民間の住宅開発会社の事例とか、そういう方が良いんじゃないかな。

区民) それでもいいですよ。

行政) 区画整理事業というのは先ほども言いましたように、この地域ではおそらくマッチしないと思います。会長さんが言った通りこの地権者の人はみんな首里ですからね。地権者の皆さんが全部まとまらなないと区画整理事業とかできませんから。ですから、他の開発事業の事例。

区民) それをちょっと、せっかく行政懇談会開いてくれたので回答頂いて、また逆に検討して20年あれなら今60歳だったら80代、極端な話ですけど。そこまでパワーをかけてどうなのか、メリット・デメリットもあります。実際に成功したという場合もあります。なのでそういったメリットを教えてください

区民) ずばり区画整理事業を入れたら何年かかるんですか？

行政) 減歩が出てきますので3割くらい、100坪もってるものが70坪、30坪は道路に消えたり。そこらへんが地権者の意向が重要。

区民) 私の実家の方も区画整理事業入れてまして20年かかってますね。

行政) まちづくり委員会を作っても必ずしもこれが区画整理事業とか宅地開発だけではなくて、全体的に東新川地区の自治会はこうあるべきじゃないか、ああするべきじゃないかと言える委員会にすれば良い。その中で土地利用とか話し合ってまちづくりにつなげれば良いんじゃないかな。

区民) 住宅増の方が自治会として力を付けるためにある程度必要なんです。自治会としてもできれば100, 200くらい欲しいですね。今下から2番目で慶原とうちが離されて。我々の所まではやはり自治会の力というのは極端に差があるんですよ、そういう意味でも自治会活動をいかに還元できるか。役場の援助なり施策を通す面でもみんなそこまで受けてないという感覚があるんです。カバーできない物があるとどうしてもいつもいつも力入れてるからものすごく疲れるところがあるんですけれども。力は付けたい、ですから

その方法として住宅増、世帯増という事で考えて、大抵お願いしたら建てられないというか建てにくい所という、余っているんですよ。そこを区画整理事業とか大きな、実際前から使ってますので市街化区域への編入という事で表現はしてますけれども。必ずしもそうではなくて、ゆっくりでも世帯が増えるように。まちづくりをやって部分部分で企業にお願いしてやる方法があるなら教えて頂きたいんです。ただ今のままだと緩和区域指定という事での追加指定という事での範囲内では、私先が見えているのでそれは強調しますけど。これ以外で増やさないとダメなんですね。地形的な物も埋めて削って、それで採算的に企業が投資してくれるかが。それでまだ既存宅地なら良いですけども、認められるかと。那覇の隣なのに変なのしか来ないんですよ。産業廃棄物とか資材置き場とかそんなのしか来ないんですよ。あとは宗教団体とか、そういう物に苦い思いをしている。役場に色々なお話もしましたけど知恵を貸して欲しいというのが本音でありますので、まちづくり委員会という形でも結構です。その中で具体的に色々な方法と、地権者の人達をあたる方が先なのか、やるのが近道ならそれお願いしましょう。

司会) 今町長から話ありましたので、本当は地域と役場もタイアップしながらやらないといけない。やるためには役場も情報提供しますし、ご要望があったメリット・デメリットの事例の報告も必要だし地域と一緒に考えましょうというのが最後のまとめだなと思います。会長さんからも知恵を貸してくださいというお話もありますので町長を先頭にやります、というようなお話です。

行政) これからは東新川の自治会と役場も含めて協力をしながら勉強しようというのが今日のまとめかなと思ってます。冒頭で9時までですという風に話はしてたんですけども、多分この話だけでも何日もかかると思うんですね。いったん閉じますけれども最後に1つ、是非これを言っておかないといけないという、地域のお話はないです。

会長) とにかくこのままではいけないんですよ、まちづくりという事で。埒があかない。何かにはまっているような感じ。開発が出来ないんですよ、個人任せでやったら。ただ行政と一緒にやって知恵を出してですね、アプローチという。地権者もこのままやりたいけれども来るまではほったらかしなんですよ。このままなら何年も過ぎるのは見えてますので歳は上がっていき子ども達は出て行きます。力がつかないという事はPTA作れません、老人会作れません。自治会が全部まとめてやるしかない。このままのパターンでは悪いという事で是非とも一緒に、こちらからもお願いします。何らかの打開策と一緒にアドバイスしていきながら地域の活性化のためにお願いします。

司会) 会長さんの方でまとめて頂いてありがとうございます。最後に何かあり

ますか？

区民) 私からお願いがあります、町長さん。東新川のふれあいの里の向かいに日の出園という病院ができてます。そこの奥の方が私の自宅になってますけど安里川河川というのがありまして、すぐ向かいは那覇市、私どもからは南風原町となっています。ここへ来て60年あまりになりますけれども、そのままの状態です。那覇市は綺麗にしてるのに南風原町側の私どもの方は昔からの変わらずそのままの状態です。この間県に個人的に陳情しましたが、県の人が見に来ていたんですけれども、議員さんと一緒に。そしたらNPOの人がここは自然そのままだから触るなという事を言ってるそうなんですけど、それを私どもが買った土地なのに、NPOが人の土地を勝手に触るなという権限を町はそのままにしているのかどうか。それともう一つ、私が腑に落ちないところは南風原町の津嘉山とか町役場の所の大城廣四郎織物店のところとか、ウージ畑の所とかタイルを貼っている。それを見ると、ここがいかにも雑な扱いかという事を実感していますけれども。発言力もないし、なので町長には時々はこちら辺も回って見てください。ご覧になってどういう状況かという事を1つ検討して頂いて、綺麗にして頂きたい。この河川はですね、ザリガニがいるしスッポンもいるんですよ、だからもう少し南風原町側を。そしたら県が勝手にここを河川を私たちがやった場合には、崩れたら私たちの責任になる。触らない方が良いですよって言ってる。ですからそれでいいのかどうか。私から町長さんをお願いに参りました。現場ご覧になってください、そうしたら分かります。文化財の橋が二つありますよ。一度もいらした事ないでしょ？城間町長さんはこの病院が出来た時いらしてました。その時は綺麗になったねお母さんって。

町長) わかりました。

区民) よろしくをお願いします。

司会) 総務課他にありましたら、よろしいですか？長時間お疲れ様でした。これを持ちまして東新川区行政懇談会終了したいと思います。お疲れ様でした。